

市第79号議案

放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求についての和解

放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求について、次のように和解する。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

1 当事者

申立人 横浜市

代表者

横浜市長 山中竹春

被申立人 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役 小早川 智 明

2 和解条項

原子力損害賠償紛争解決センター平成30年（東）第322号事件（以下「本件」という。）につき、申立人横浜市（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

(1) 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別表記載の損害項目（同表記載の期間に限る。次項及び第4項において同じ。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別表記載の損害項目についての和解金として、69,500,000円の支払義務があることを認める。

(3) 支払方法

被申立人は、申立人に対し、前項記載の和解金69,500,000円を、申立人が署名（記名）押印した和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

(4) 清算

申立人と被申立人は、別表記載の損害項目について、次のとおり相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対し、別途請求しない。

(5) 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

別表

損害項目	期 間	金 額
検査測定経費	平成23年3月11日から 平成24年3月31日まで	円 18,700,000
機器購入費	同	18,200,000

現地作業等	同	5,500,000
広報啓発費等	同	10,100,000
旅費・交通費	同	600,000
人件費	同	11,000,000
その他損害	同	5,400,000
合 計		69,500,000

提 案 理 由

放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求について、東京電力ホールディングス株式会社と和解したいので提案する。

参 考

事 件 の 概 要

- 1 平成 23 年 3 月 11 日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所において事故が発生した。
- 2 平成 23 年 12 月から平成 29 年 12 月まで 横浜市は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）に対して、平成 23 年度に要した放射線対策等に係る費用を請求した。
- 3 平成 24 年 3 月から平成 29 年 12 月まで 被申立人は、横浜市に対し、請求した損害賠償金 1,302,845,671 円のうち、1,080,568,719 円を支払ったが、残額の支払には応じなかった。
- 4 平成 30 年 3 月 28 日 横浜市は、被申立人に対し、222,276,952 円及び平成 23 年度に要した放射線対策等に係る費用として横浜市が被申立人に請求した損害賠償金 1,302,845,671 円に対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みに至るまで年 5 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めて原子力損害賠償紛争審査会にあっせんの申立てを行った。
- 5 平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで 被申立人は、横浜市に対し、損害賠償として、合計 53,471,263 円を支払った。
- 6 平成 30 年 4 月から令和 4 年 7 月まで 和解の仲介の手続が原子力損害賠償紛争審査会により行われた。

- 7 令和元年7月及び
令和2年2月 横浜市は、申立ての一部を取り下げた。
- 8 令和4年7月29日 横浜市及び被申立人に対して、原子力損害賠償紛争審査会から、本件議案のとおり
の和解案が示された。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）

原子力損害の賠償に関する法律（抜粋）

(原子力損害賠償紛争審査会)

第 18 条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

(第 2 号、第 3 号及び第 3 項省略)